

「I Love しずおか協議会」規約

(名称)

第1条 この会の名称は、「I Love しずおか協議会」(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、個人、企業、商店街などが協力して静岡市の“おまち”の賑わいや元気を育て、これを静岡市内外に情報発信する活動を継続的に行うことにより、まちの質を高めていくことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、静岡地区中心市街地及びその周辺において次の事業を行う。

- (1) 集客力の向上に関する事業
- (2) 経済の活性化に関する事業
- (3) 快適な環境の創出に関する事業
- (4) 豊かな生活文化の創造に関する事業
- (5) その他総合的なまちづくりに関する事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、正会員、賛助会員、個人会員及び特別会員とする。

- 2 正会員は、協議会の活動の主旨に賛同し、主体的に活動する法人又は団体とし、賛助会員は、協議会の活動に賛同し、これを支援する法人・団体及び個人とする。個人会員は、協議会の活動に賛同し、これを支援する個人とする。
- 3 特別会員は、協議会の活動を公的、専門的な立場から支援する者であって、原則として行政等の公的機関及び教育・研究機関、もしくは専門的知識を有する学識経験者等の組織を対象とし、幹事会の承認を得たうえで指名するものとする。
- 4 正会員・賛助会員・個人会員として協議会に入会しようとするものは、書面をもって申し込み、幹事会の承認を受けるものとする。
- 5 協議会を退会しようとする会員は、その旨を幹事会に申し出るものとする。
- 6 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 会員である法人その他の団体が消滅し、又は会員が死亡したとき。
 - (3) 除名されたとき。
- 7 会員が次のいずれかに該当するときは、幹事会は当該会員を除名することができる。
 - (1) この規約に違反したとき。
 - (2) 協議会の名誉を傷つけ、又は協議会の目的に反する行為をしたとき。

(役員)

第5条 協議会に、会長1名、副会長2名、監事1名の役員を置く。

2 役員は総会において、正会員のうちから選任する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補欠の役員を選任するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(総会)

第8条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が特に必要と認める場合は、臨時総会を招集することができる。

2 通常総会は、事業計画、収支予算、規約等の改正その他

協議会の活動に関する重要事項について審議する。

3 臨時総会は、特に必要とする事項について審議する。

4 総会においては、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。

5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

6 総会は、必要に応じて書面又は電子メールにより、開催することができる。

(幹事会)

第9条 幹事会に幹事長1名、副幹事長3名、幹事を置く。

2 幹事会は役員と幹事長、副幹事長、幹事をもって組織する。

3 幹事長、副幹事長、幹事は会長が任命する。その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 幹事会は、総会に付すべき事項、部会に関する事項等、協議会の運営に関する事項を協議する。

5 幹事会は、必要に応じて書面又は電子メールにより開催することができる。

(部会)

第10条 協議会に部会を置くことができる。

2 部会員は、原則として幹事及び正会員・賛助会員・個人会員とし、当該部会長の承認を受けた者とする。

3 部会は、第3条の事業を円滑に推進するための事項を協議する。

(ワーキンググループ)

第11条 部会にワーキンググループを置くことができる。

2 メンバーは、原則として正会員・賛助会員・個人会員とし、当該部会長の承認を受けた者とする。

3 ワーキンググループは、第3条の事業を円滑に推進するための事項を個別的・具体的に協議する。

(事業推進会議)

第12条 各部会間の調整を必要とする場合、事業推進会議を開催することができる。

(顧問)

第13条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、総会、幹事会及び部会において意見を述べることができる。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第15条 協議会の事業を行うために必要な経費は、会費その他の収入をもって充てる。

2 協議会の年会費については、別表に定める。

3 その他、特殊な事業の負担金については幹事会で定める。

(事務局)

第16条 協議会の事務局は、静岡市葵区七間町5-8ミライエ七間町3階06に置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局員若干名を置く。

3 事務局は協議会全体の事務を総括する。

(雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は2012年5月8日から施行する。

この規約は2012年8月30日から施行する。

この規約は2013年3月27日から施行する。

この規約は2014年5月29日から施行する。

この規約は2016年6月1日から施行する。

この規約は2017年6月5日から施行する。

この規約は2022年6月27日から施行する。

この規約は2024年6月17日から施行する。

I Love しずおか協議会 会員区分について

<2024年6月>

区分	年会費 (金額/1口)	役割・対象	入会に関する 幹事会承認	部会 への参加	WGへ の参加	会員名一覧 への掲載
正会員	50,000 円	協議会活動の趣旨に賛同し、主体的に活動する法人又は団体	必要	可*1	可*1	あり
		協議会の運営に係る会議への出席や積極的な事業参加				
賛助会員	10,000 円	協議会の活動に賛同し、これを支援する法人・団体及び個人	必要	可*1	可*1	あり*2
		運営事業での資金援助				
個人会員	5,000 円	協議会の活動に賛同し、これを支援する個人	必要	可*1	可*1	あり*2
特別会員	—	協議会の活動を公的、専門的な立場から支援する者であって、原則として行政等の公的機関及び教育・研究機関、もしくは専門的知識を有する学識経験者等の組織	必要	可	可	あり

*1…ただし、部会・WG への参加を希望する当該部会長の承認を必要とする。

*2…個人会員の場合(個人で賛助会員の方を含む)、希望者のみ会員名一覧に掲載する。

(ただし、総会資料には全て掲載)

※10月以降の年度途中から入会の場合、初年度年会費額を減免する。(10月～2月半額、3月全額免除)